

基本目標 郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、想像力豊かで、
あたらしい時代を主体的に切り拓く人づくり

学校教育

ふるさとに愛着と誇りを持ち
未来を展望する人財の育成

- (1) 確かな学力の育成
 - ① わかる授業の推進
 - ② ICTを活用した授業
 - ③ 少人数学習・TTの工夫
- (2) 豊かな心の育成
 - ① 道徳授業の充実
 - ② 読書活動の推進
 - ③ 体験活動の充実
- (3) たくましい体の育成
 - ① 健康教育の充実
 - ② 食育教育の充実
 - ③ 体力向上の取組
- (4) 国際化・情報化の推進
 - ① 英語教育の充実
 - ② ICTプレゼン力の向上
 - ③ ふるさと学習の充実
- (5) キャリア教育の推進
 - ① 夢や志をもたせる教育
 - ② なりたい自分を言える子
 - ③ 職場体験の充実
- (6) 教育環境の整備
 - ① ICT環境の整備
 - ② コミュニティ・スクールへの移行
 - ③ 特別支援教育支援員の充実

社会教育

住民一人ひとりが自由に学び、生
きがいにも満たした生活の確保

- (1) 生涯学習
 - ① ライフステージに応じた学習機会の充実
 - ② 学びを生かし社会参加できる場の創出
 - (2) 生涯スポーツ
 - ① スポーツ団体の充実及び競技者育成と指導者支援の充実
 - ② 児童生徒の校外スポーツ活動の支援
 - (3) 学校・家庭・地域
 - ① コミュニティ・スクールを核とした地域づくり
 - ② 子育てサポートセンター活動の充実
 - (4) 文化芸術
 - ① 文化団体やサークル活動の支援
 - ② 文化・芸術に接する機会の充実
 - ③ 文化施設の充実と有効活用の推進
 - (5) 文化財保護
 - ① 伝統芸能・民俗文化の継承活動の支援
 - ② 文化財の指定、保護、整備の推進
 - ③ 歴史文化遺産等の活用と保存
- 文化芸術にふれあい、ゆとりと潤いに
満たした生活ができるまちづくり

鱈ヶ沢町のめざす教育

ふるさとに愛着と誇りをもち 未来を展望する人財の育成



鯨ヶ沢町のめざす教育
住民一人ひとりが自由に学び、生きがいに満ちた生活の確保

1 生涯学習

- (1) ライフステージに応じた学習機会の充実
- (2) 学びをいかし、社会参加できる場の創出

2 生涯スポーツ

- (1) スポーツ団体の充実及び競技者育成と指導者支援の充実
- (2) 児童生徒の校外スポーツ活動の支援

3 学校・家庭・地域

- (1) コミュニティ・スクールを核とした地域づくり
- (2) 子育てサポートセンター活動の充実
- (3) 子ども読書活動の推進

鯨ヶ沢町社会教育
グランドデザイン

※ 赤字★は最重要

5 文化財保護

- (1) 伝統芸能・民俗文化の継承活動の支援
- (2) 文化財の指定、保護、整備の推進
- (3) 歴史文化遺産等の活用と保存

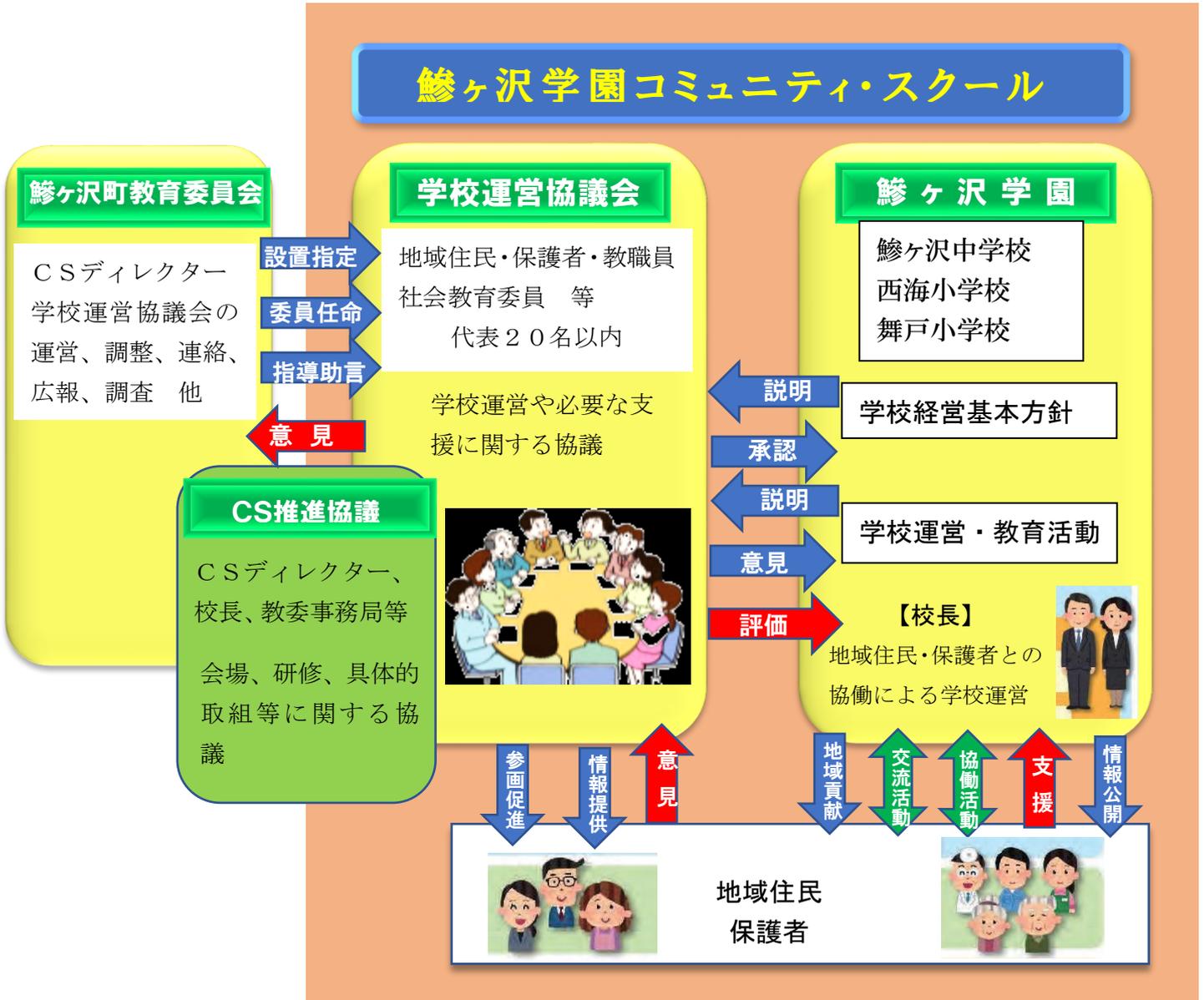
4 文化芸術

- (1) 文化団体やサークル活動の支援
- (2) 文化・芸術に接する機会の充実
- (3) 文化施設の充実と有効活用の推進

鯨ヶ沢町のめざす教育
文化芸術にふれあい、ゆとりと潤いに満ちた生活ができるまちづくり

鱈ヶ沢町コミュニティ・スクールの仕組み (案)

(学校運営協議会制度)



※CSとは、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の略語
Community School

鱈ヶ沢町のコミュニティ・スクールは

2小学校と1中学校が、各校の特色ある教育活動を大切にしつつ、同じ目標に向かって、町ぐるみで鱈ヶ沢町の子どもたちを育てたいと考え、3つの学校を『鱈ヶ沢学園』という1つの学校と考え、1つの学校運営協議会を設置し、町全体で足並みをそろえてコミュニティ・スクール事業を推進する。

鱈ヶ沢町のコミュニティ・スクールが目指すものは

子供の教育を学校任せにするのではなく、地域住民が子供たちに積極的に声をかけたり、自ら指導したりして地域住民が学校と共に地域の子供を育てていく地域の教育力の向上を目指す。

そして、学校（子ども）を核とした地域住民のつながりを深め、活力ある地域コミュニティづくりにつなげる。



各小・中学校では

「ふるさとを誇りに思う」子どもの育てるために、地域住民・保護者に学校の様々な情報提供をし、地域住民・保護者からの意見を生かした学校経営をするとともに、地域の教育力（特色）を生かした学習や地域に役立つ活動や地域との交流活動に取り組む。

学校運営協議会では

年度当初に学校経営基本方針を承認し、年度末には学校関係者評価を行うことで、学校経営のPDCAサイクルをチェックし意見を述べるとともに、各校が地域と共にある学校づくりを推進できるよう、地域住民・保護者の学校経営参画や協働による活動を推進するための協議等を行う。

教育委員会及びCS推進協議会では

教育委員会は、学校運営協議会の設置や委員任命、コミュニティ・スクール指定を行い、適宜助言する。また、CS推進協議会はCSディレクターを中心に学校運営協議会や研修会等の運営に関わる協議やコミュニティ・スクール推進の具体的な取り組みについて協議を行う。

コミュニティ・スクールの主な3つの機能

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6】

- 校長が作成する学校運営の**基本方針を承認**すること
- **学校運営について**、教育委員会又は校長に**意見を述べる**ことができること
- **教職員の任用に関して**、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に**意見を述べる**ことができること